

「令和8年度 新潟県食品衛生監視指導計画」(案)への県民意見と県の対応

意見の反映状況

I 反映したもの II 一部反映したもの III 既に記述済みのもの  
IV 今後の検討課題とするもの V その他記述を変更しなかったもの

No	項目	意見	県の対応	反映
1	本文 IV 重点的な監視指導項目 3 市場流通食品の検査	「検査により、健康被害が発生するおそれがある食品を発見した場合は、直ちに販売・流通を中止させ、食の安全確保を図ります。」とあるが、この検査に昨今の高残香の柔軟剤や抗菌消臭洗剤による食品移香についての検査も加えて欲しい。 柔軟剤や合成洗剤による香害で、健康被害が多数出ており社会問題になっている。香害製品に含まれる香りや抗菌消臭成分を付着させ残るマイクロカプセルの機能によって、多くの食品や食品パッケージにも移香している現状を考えると、検査項目に加えるのは必須だろう。 2008年10月に発生した即席めんへの防虫剤パラジクロロベンゼン混入事案では、未開封の食品保管中に防虫剤の臭気が容器を透過した移り香が原因で、嘔吐など健康被害が出ており、当該食品の製造者では防虫剤、殺虫剤、洗剤、芳香剤などの強い香りのある物の側に置かないよう注意を呼びかけている。それならば食品パッケージに付着し、強い香りの付いた状態の食品を売っている事は「健康被害が発生するおそれがある食品」に該当するので検査が必要だろう。		
2	本文 V 監視指導の実施体制 2 試験検査実施機関の体制整備 (3)検査等を行う職員を対象とした研修会の実施	検査等を行う職員に対し、信頼性確保に関連した検査等に係る研修を行い、試験検査の技術向上を図ります。」とあるが、職員全体に香害についての研修をすべきであり、食品移香の検査をする職員は無香料の洗濯用品日用品の使用を徹底し、無香害で望む必要性を学ぶ研修をするべき。 人間は同じ香りを嗅ぎ続けていると嗅覚順応が起きてしまい、臭いに気付かなくなってしまう。 スーパーや食品製造元に食品移香の指摘をしても、香害製品を使用した検査員では官能検査でも香害や移香に気付かず、訴えを無視したり軽んじる傾向にある。それでは信頼を得られない為。		
3	本文 VII 食品の検査 令和8年度食品検査計画	県独自基準による衛生指導のための検査について、細菌だけでなく、食品に移香した化学物質についても検査し衛生指導をすべき。食品以外の芳香、香料が食品についていると言うのは、衛生面から考えても問題がある為。同表3、5、6についても、香害製品による健康被害の出る化学物質の付着は無関係ではないだろう。	市場流通食品の検査項目については、今年度実施した「食の安全に関する県民等アンケート」の結果に基づき、かつ当県で実施可能な検査であるか否かを判断したうえで決定しております。 また、いわゆる香害については、病態やメカニズムに未解明な部分が多く、調査研究段階であることから、国や関係部局の動向を注視しながら、食品衛生に関する事項としての取扱いの要否を検討していきたいと考えております。	V
4	本文 XII 食品衛生に係る人材養成及び資質向上	前述したが、食品衛生に係る人材が香害製品を使用すると、誰も嗅覚順応が起こり正常な判断が出来なくなる。衛生上の問題からも問題解決能力の向上からも人材養成に香害の研修は不可欠であろう。 指導される側の食品製造元や飲食店も、以前であれば無香料が大前提で徹底されていたはずが、嗅覚順応の起こる香害製品のせいで無香料の大前提から狂って、香りが溢れた環境になってしまっている。その解決は早急にすべきであろう。	なお、引き続きホームページにおいて香料等によって引き起こされることがある化学物質過敏症について正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。	
5	本文 別紙1 1 根拠法令ごとの監視指導項目	「腐敗その他健康を損なうおそれのある食品の販売等の禁止」について、香害による食品への移香で、腐敗の臭いに気付けない恐れがある。また有害・有害物質が混入した物とあるが、スーパーで肉を購入時、パッケージのラップに強く移香を感じる事が多々あるが、生肉担当が香害製品を使っていれば切り分けた肉自体に香料臭が混ざっていて食べられない事まである。香害製品はGHS表示からも分かる様に有害物質であるが、少量だからと言って看過出来ない問題である。 「営業における管理運営基準」について、以前であれば食品関係者は無香の大前提があったが、香害製品の台頭により柔軟剤だけでなく抗菌消臭洗剤といった香りの強い洗剤まで幅広く世に浸透してしまい、使用者は嗅覚順応からその強い臭いにも移香にも気付かず、気付ける人間との乖離を生んでいる。移香が認識できず、話が通じない為問題解決にも至らない。検査をする職員だけで無く、検査を受ける側の香害教育が必要であろう。 「営業施設の基準」について、広く一般に利用される商業施設では、利用者からの食品移香も防がなくてはいけない。その啓発の為の営業施設の協力も不可欠であろう。例えば見やすい場所に香害ポスターの掲示を義務化させるなど一体となった協力が必要であろう。また香害製品には未開封のパッケージであっても香りが周囲に漏れる作りの物もある。そういった商品が店内食品近くにあると臭いを吸収しやすい食品やパッケージには簡単に移香し洗っても取れなくなる。そういった事故を防ぐ為にも陳列場所のルールを設ける事も必要であろう。		